

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		キャリア形成促進助成金（地域雇用開発能力開発助成金）（20-087）					
実施主体		（独）雇用・能力開発機構					
事業概要		地域雇用開発促進法に基づく一定の地域内に所在する事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせた場合、訓練に要した費用の一部を助成					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		—	—	5,124	157,707	52,178	
目 標 と 評 価	目 標	—	—	①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率：50%以上 ②事業主（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合：80%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合：80%以上	①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率：50%以上 ②事業主（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合：80%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合：80%以上	①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率：50%以上 ②事業主（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合：80%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合：80%以上	
	実 績	目標の達成度合い	—	—	未達成（当該助成金の支給実績なし）	①—（助成対象となった従業員が技能検定を受けなかったため） ②達成（実績100%） ③達成（実績100%）	—
		事業執行率	—	—	0	支給額 1%（819千円／157,707千円）	—
	評価結果		—	—	平成20年度の執行状況を踏まえ評価。	B	—

## 〈調査結果〉

### ○ 事業執行率等（項目 1（1）－ア関係）

本事業は、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）に基づき、雇用情勢が特に厳しい地域の雇用対策として平成 19 年度から導入されたものである。今回、（独）雇用・能力開発機構の 3 地方センター（宮城、東京及び福岡）における業務の実施状況について調査した結果、平成 19 年度は事業初年度ということもあって支給実績がなかったが、平成 20 年度からは、同意雇用開発促進地域に係る相談その他の援助等実施要領を改正し、「当該地域に事業所を設置または整備すること」という要件を撤廃し、当該雇用開発促進地域内に所在する事業所の事業主であれば要件を満たすこととする緩和措置を行ったにもかかわらず、平成 20 年度の全国ベースの支給実績は 2 件（約 82 万円：沖縄県の同一事業主）のみと極めて低調となっている。

この原因について、同機構本部は、①本助成金の対象となるには、都道府県が地域雇用開発計画を策定し、国の同意を得る必要があるため、該当する地域が限定（北海道、青森県等 20 道県の計 79 地域：平成 19 年 10 月 1 日現在）されること、②上記の実施要領に基づき、当該同意雇用開発促進地域内若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に居住する求職者等を雇い入れる必要があるため対象が限定されること等を理由として挙げていることから、支給要件に厳格な部分があるため、事業執行率が極めて低調となっていることがうかがえる。